資 料 1

令 和 8 年 11月 16日

健康福祉常任委員会資料

12月定例会提出予定議案について

1　兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・Ｐ．２

病　　院　　局

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1　制定の理由

健康保険法等の一部改正により、令和９年３月１日から、ＯＴＣ類似薬（医師の処方箋なしに薬局等で購入できるＯＴＣ医薬品により、代替が可能な医療用医薬品）について、薬剤費の一部が保険給付の対象外となり、相当額を患者が負担することとなったことを踏まえ、その新たに患者から徴する料金は管理規程で定める旨を明示するため、兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する。

（参考）ＯＴＣ類似薬の種類等　　７７成分、１，０４２品目

※ 主に、鼻炎、胃痛、痛み止め、肩こり、風邪など日常的な医療に用いる医療用医薬品

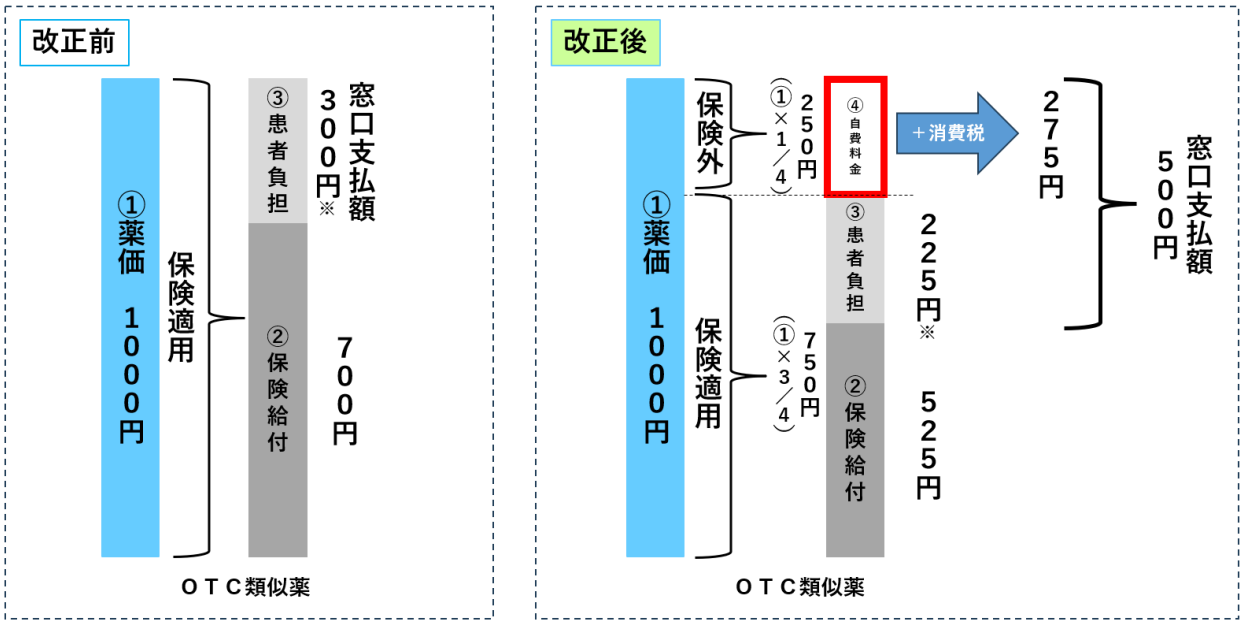
2　制度の概要

(1)　医療保険の対象から外れ、患者が新たに負担する額は、ＯＴＣ類似薬の薬剤費の４分の１となる（下図④「自費料金」の部分）。

(2)　残りの４分の３については引き続き医療保険が適用され、負担割合（１割～３割）に応じた負担が必要となる（下図③の部分）ため、患者は両者を合わせた額（下図の④＋③）を窓口で負担する。

(3)　ただし、18 歳未満の者やがん患者に対して行う治療に関連する処方又は調剤など、医療上必要なものは、従来どおり薬剤費の全額が保険給付の対象となる。

【改正前後のＯＴＣ類似薬の保険給付と一部保険外療養の考え方】



3　改正の内容

新たに徴する自費料金を、加算料金として別に管理規程で定める旨、別表第１（直営病院が徴収する料金を示したもの）及び別表第３（指定管理病院が徴収する料金を示したもの）に記載する。

4　施行期日等

(1)　施行日　　令和９年３月１日

(2)　経過措置　　施行日より前に処方されたＯＴＣ類似薬は、自費料金を徴する対象とはならないため、制度施行前の取扱いとする旨規定する。